

所国協第 9 号
令和 6 年 11 月 20 日

所沢市長 小野塚 勝俊 様

所沢市国民健康保険運営協議会
会長 本橋 栄三



所沢市国民健康保険税率等の改定について（答申）

令和 6 年 5 月 15 日付け所国第 62 号で諮問された「所沢市国民健康保険税の税率等の改定について」は、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので、ここに答申する。

記

令和 7 年度の国民健康保険税について、以下の通り改める。

- (1) 賦課方式の変更について
 - ・ 医療給付費分の資産割、平等割を廃止し、所得割、均等割の 2 方式とする。
- (2) 保険税率等の改定について
 - ・ 医療給付費分の所得割税率を 7.2% から 6.96%、均等割額を 14,300 円から 41,300 円とする。
 - ・ 後期高齢者支援金等分の所得割税率を 2.6% から 2.67%、均等割額を 11,000 円から 16,000 円とする。
 - ・ 介護納付金分の所得割税率を 1.5% から 2.41%、均等割額を 11,000 円から 17,000 円とする。
- (3) 賦課限度額の改定について
 - ・ 後期高齢者支援金等分の賦課限度額を 22 万円から 24 万円とする。

なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

付帯意見

平成30年度の制度改革以降、国民健康保険の安定的な運営のため、埼玉県が財政運営の責任主体となり、県内の統一的な運営方針を定めた。この方針に沿って県内の各市町村が対応を進めているところであり、県南西部の中核を担い、地域をけん引する立場にある本市としても、県の方針に沿った対応が求められている。

また、昨今の物価高騰の中で、今回の税率改定が被保険者に与える影響などを考慮しながら審議を重ねてきた。

今回答申する税率は、県が示した令和6年度の標準保険税率等を参考としたものであるが、この税率であっても一般会計からの法定外繰入金が数億円程度見込まれる状況に鑑みれば、税負担の公平性の観点からも、これ以上の法定外繰入金は適切ではないとの結論に達したものである。

そのうえで、保険者として被保険者の負担軽減のために努力することは大変重要であることから、以下について努めていただきたい。

- 社会保険の適用拡大により、国民健康保険において一定の所得を有する生産年齢人口層の離脱が進み、国保が抱える構造的な課題はますます深刻化している。機会を捉えて、引き続き国に対する財政的支援を要望されたい。
- 医療費適正化の更なる推進に取り組まれたい。
- 国民健康保険の財政状況や県運営方針などを市民に周知し、被保険者の理解が深まるよう努められたい。